



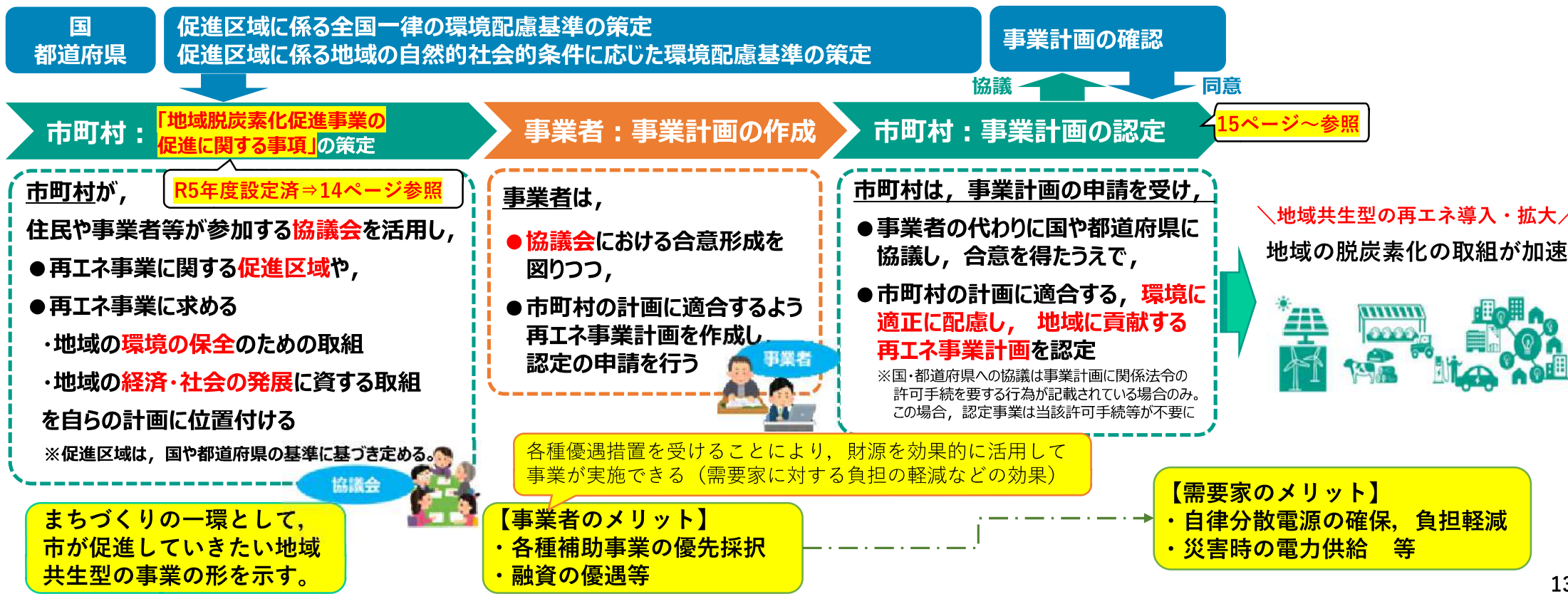
本市の地域脱炭素化促進事業について

- 趣旨 地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るための「地域脱炭素化促進事業」の実施にあたり、事業計画の認定に係る手続きについて報告するもの
- 目次
1. 地域脱炭素促進事業とは
 2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定について

1. 地域脱炭素促進事業とは

《地域脱炭素化促進事業制度の概要》

・ 地域共生型の再生可能エネルギー（太陽光発電等）の導入拡大を図るため、改正地球温暖化対策推進法（令和4年4月施行）において新たに創設された**認定制度**であり、国や県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、「**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**（再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組など）」を**地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**（以下、**実行計画**という）に位置付け、**適合する事業計画を認定**する仕組み



1. 地域脱炭素促進事業とは

《本市の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定内容》

※本市実行計画に設定済み（R6.2）

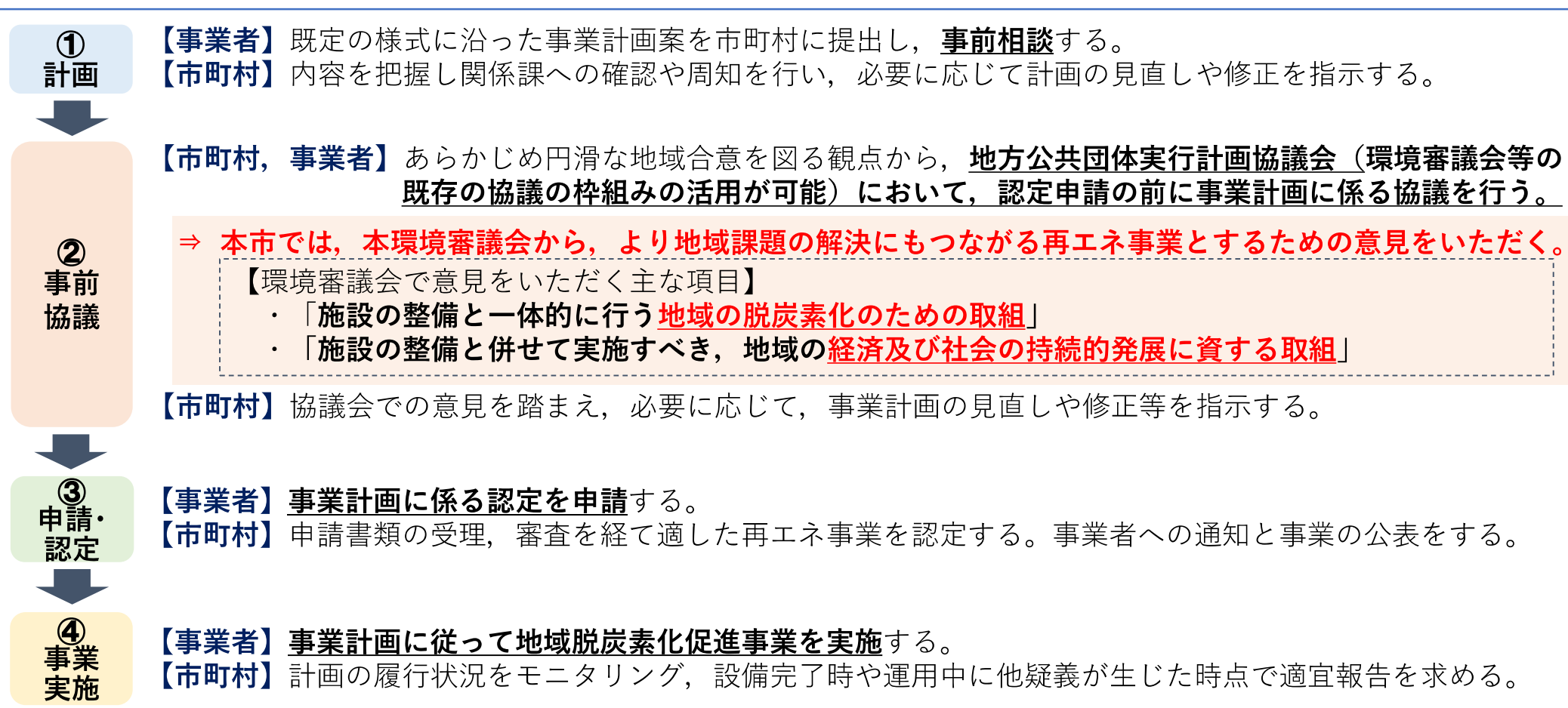
設定すべき事項（法定項目）	本市の設定内容
地域脱炭素化促進施設の <u>種類及び規模</u>	太陽光発電，促進区域及び事業の状況に応じた適切な規模
促進事業の <u>対象となる区域</u> (<u>促進区域</u>)	住宅 ：市街化区域の居住誘導区域，市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア （電力需要のある敷地内の建物，構造物の屋根面等） 事業所 ：市街化区域，市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア （電力需要のある敷地内の建物，構造物の屋根面等） 市有施設 ：市有施設の屋根面等
施設の整備と一体的に行う <u>地域の脱炭素化</u> のための取組	・公共交通をはじめとする多様なモビリティの脱炭素化に資する取組に関すること ・需要家に対する省エネ（LED照明，高効率空調設備など），創エネの普及啓発に関すること ・発電で得られた電気を自家消費するほか，余剰電力は市内の住民や事業者が利用するエネルギーとして活用すること
施設の整備と併せて実施すべき， 地域の <u>環境の保全</u> のための取組	・希少な動植物の生息環境を保全する観点，景観への影響の観点，反射光の影響の観点等，ガイドラインや市条例等に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を踏まえた対策を講じること
施設の整備と併せて実施すべき，地域の <u>経済及び社会の持続的発展</u> に資する取組	「地域経済循環社会」「地域共生社会」「脱炭素社会」の3つの社会の構築に資すること
地域脱炭素化促進 <u>事業の目標</u>	・地域新電力会社の一般家庭余剰電力の買取件数：現状値（R4）40件 ⇒ 目標値（R7）500件 ・市有施設の再エネ導入量（累計）：現状値（R4）517kW ⇒ 目標値（R12）12,700kW

※上記に定める事項の範囲外であっても，事業者から提案が行われた場合には，個別に地域脱炭素化促進事業として認定することを検討する。
 （事業提案型）

2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定について

(1) 認定の手続き

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者（事業者）が、事業計画の認定を受けようとするとき、以下の手続きを取ることとされている。（環境省「実行計画策定マニュアル（促進事業編）」を基に作成）



2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定について

(2) 本市における太陽光発電事業の実施に向けた手続き

【事】…事業者， 【市】…宇都宮市

